

当院は、障害者施設等入院基本料（10対1入院基本料）の届出をしております。当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時00分～夕方16時00分まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時00分～朝8時00分まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

その他の施設基準等の届出事項は次のとおりです。

- ・情報通信機器を用いた診療
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3（外来）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2（入院）
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・診療録管理体制加算2
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・療養環境加算
- ・医療安全対策加算2
- ・感染対策向上加算3
- ・データ提出加算1、3
- ・認知症ケア加算2
- ・薬剤管理指導料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する
持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）
- ・廃用症候群リハビリテーション（Ⅲ）
- ・運動器リハビリテーション（Ⅱ）
- ・呼吸器リハビリテーション（Ⅱ）
- ・胃瘻造設術
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
- ・入院ベースアップ評価料93